

「オンライン資格確認」の導入により、 限度額適用認定証の準備が不要になります。

○ これまでは、医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えるために、市役所（保険年金課）で事前に申請し、「限度額適用認定証」の交付を受ける必要がありました。

○ 「オンライン資格確認」に対応している医療機関・薬局であれば、「限度額適用認定証」を提示しなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

※ オンライン資格確認に対応している医療機関・薬局であるかどうかは、お手数ですが、直接ご利用の医療機関・薬局にお問い合わせください。

◆「オンライン資格確認」により資格情報の確認を受けられる方 （限度額適用認定証が不要となる方）

○ マイナンバーカードをお持ちの方は、カードをオンライン資格確認に対応している医療機関・薬局の窓口で提示していただくことにより、資格情報（加入医療保険や自己負担限度額など）の確認が可能です。

※ マイナンバーカードを保険証として利用し、オンライン資格確認に対応している医療機関・薬局の窓口で提示されますと、特定健診等の情報や薬剤情報の閲覧が可能となります。（マイナポータルでの閲覧も可能です。）

○ 健康保険証をオンライン資格確認に対応している医療機関・薬局の窓口にご提示いただいても、保険証の記号番号等により、資格情報の確認が可能です。

- 「オンライン資格確認」についてご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問い合わせください。
- ・ マイナンバーカードの作成・交付について
市民課受付係(電話 042-460-9820)
- ・ マイナンバーカードの保険証利用・限度額適用認定証について
保険年金課国保給付係(電話 042-460-9821)